

令和5年第2回

多摩市議会定例会議案

多摩市

多摩市告示第321号

令和5年第2回多摩市議会定例会を下記のとおり招集する。

令和5年5月26日

多摩市長 阿部裕行

記

1 日 時 令和5年6月9日（午前10時）

2 場 所 多摩市役所議場

令和4年度多摩市継続費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	継続費 の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国都支出金	地方債	その他	
08	土木費	02 道路橋りょう費	468 道路整備事業 (市道4-11・4-26号歩線道路改良工事)	143,000,000	96,000,000	0	96,000,000	56,300,000	39,700,000	39,700,000	27,942,000	11,758,000	0	0
08	土木費	02 道路橋りょう費	473 橋りょう維持管理経費 (桜橋耐震補強工事)	165,000,000	132,200,000	0	132,200,000	65,900,000	66,300,000	66,300,000	16,650,000	49,650,000	0	0
10	教育費	02 小学校費	579 小学校施設整備事業 (聖ヶ丘小学校改修工事)	938,950,000	602,556,000	126,437,000	728,993,000	628,400,000	100,593,000	100,593,000	39,873,000	30,720,000	30,000,000	0
10	教育費	02 小学校費	579 小学校施設整備事業 (聖ヶ丘小学校改修工事監理業務委託料)	28,580,000	16,300,000	0	16,300,000	16,200,000	100,000	100,000	100,000	0	0	0
10	教育費	03 中学校費	607 中学校施設整備事業 (鶴牧中学校改修工事実施設計業務委託料)	34,246,000	7,846,000	0	7,846,000	7,835,000	11,000	11,000	11,000	0	0	0
合 計				1,309,776,000	854,902,000	126,437,000	981,339,000	774,635,000	206,704,000	206,704,000	84,576,000	92,128,000	30,000,000	0

令和5年6月9日提出

多摩市長 阿部 裕 行



令和4年度多摩市繰越明許費繰越計算書

一般会計

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源内訳			一般財源
						国都支出金	地方債	その他	
02 総務費	02 徴税費	155 課税事務経費 (特定小型原動機付自転車標識購入)	281,000	281,000	0	0	0	0	281,000
08 土木費	03 都市計画費	494 公園整備事業 (諏訪第五公園改修工事)	42,900,000	24,774,000	0	5,000,000	0	0	19,774,000
		498 多摩中央公園改修整備・運営事業 (多摩中央公園特定公園施設建設譲渡費)	139,000,000	70,000,000	0	35,000,000	0	0	35,000,000
10 教育費	02 小学校費	567 教育振興運営費 (換気対策消耗品及び換気対策備品)	11,095,000	11,095,000	0	5,543,000	0	0	5,552,000
	03 中学校費	593 教育振興運営費 (換気対策消耗品及び換気対策備品)	5,235,000	5,235,000	0	2,615,000	0	0	2,620,000
		607 中学校施設整備事業 (空調設備改修工事)	4,228,000	4,228,000	0	1,317,000	0	0	2,911,000
合計			202,739,000	115,613,000	0	49,475,000	0	0	66,138,000

令和5年6月9日提出

多摩市長 阿部 裕行



### 第 3 5 号議案

旧南永山小学校校舎・体育館等解体工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

令和 4 年第 4 回多摩市議会定例会において議決を経た旧南永山小学校校舎・体育館等解体工事の請負契約について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年多摩市条例第 9 号）第 2 条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- 1 工 事 件 名 旧南永山小学校校舎・体育館等解体工事
- 2 契約の相手方 東京都多摩市関戸二丁目 3 2 番地 1  
プリメーラ多摩 9 0 1 号  
未来・丸広建設共同企業体  
株式会社未来  
代表取締役社長 酒井 治子
- 3 契 約 金 変更前 金 4 8 9 , 5 0 0 , 0 0 0 円  
変更後 金 4 9 7 , 7 3 9 , 0 0 0 円
- 4 契約の方法 一般競争入札（地方自治法第 2 3 4 条第 1 項適用）

#### 変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和 5 年 3 月 1 日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が 2 か月以上ある工事の契約について、契約金額を令和 5 年 4 月 1 日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。



### 第36号議案

旧多摩ニュータウン事業本部用地建物等解体工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月9日

提出者 多摩市長 阿部裕行

#### 提案理由

令和4年第4回多摩市議会定例会において議決を経た旧多摩ニュータウン事業本部用地建物等解体工事の請負契約について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- 1 工 事 件 名 旧多摩ニュータウン事業本部用地建物等解体工事
- 2 契約の相手方 東京都多摩市関戸二丁目32番地1  
プリメーラ多摩901号  
未来・栄伸建設共同企業体  
株式会社未来  
代表取締役社長 酒井 治子
- 3 契 約 金 変更前 金313,500,000円  
変更後 金317,328,000円
- 4 契約の方法 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用）

#### 変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和5年3月1日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が2か月以上ある工事の契約について、契約金額を令和5年4月1日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。



### 第37号議案

市道5-35号歩線道路改良工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月9日

提出者 多摩市長 阿部裕行

#### 提案理由

令和3年第2回、令和4年第1回及び令和4年第2回多摩市議会定例会において議決を経た市道5-35号歩線道路改良工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名   | 市道5-35号歩線道路改良工事                                      |
| 2 契約の相手方    | 東京都新宿区西新宿四丁目32番22号<br>株式会社フジタ 東京支店<br>執行役員支店長 平原 孝良  |
| 3 契 約 金 額   | <u>変更前 金493,809,800円</u><br><u>変更後 金499,232,800円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用）                              |

#### 変更の理由

建設資材の価格高騰を踏まえ、多摩市工事契約約款第25条第5項（単品スライド条項）に基づいて契約金額を増額変更するものである。



### 第38号議案

聖ヶ丘小学校改修工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月9日

提出者 多摩市長 阿部裕行

#### 提案理由

令和4年第1回及び令和4年第2回多摩市議会定例会において議決を経た聖ヶ丘小学校改修工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名   | 聖ヶ丘小学校改修工事   |
| 2 契約の相手方    | 東京都多摩市落川1251番地<br>朝倉・イワヲ建設共同企業体<br>代表取締役 朝倉 泰成       |
| 3 契 約 金 額   | <u>変更前 金575,377,000円</u><br><u>変更後 金580,932,000円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用）                              |

#### 変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和5年3月1日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が2か月以上ある工事の契約について、契約金額を令和5年4月1日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。



### 第39号議案

聖ヶ丘小学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結についての議決事項の一部変更について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年6月9日

提出者 多摩市長 阿部裕行

#### 提案理由

令和4年第2回多摩市議会定例会において議決を経た聖ヶ丘小学校改修に伴う電気設備工事の請負契約の締結について、下記のとおり変更したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年多摩市条例第9号）第2条の規定により議会の議決に付する。

#### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1 工 事 件 名   | 聖ヶ丘小学校改修に伴う電気設備工事                                    |
| 2 契約の相手方    | 多摩市落合三丁目8番地12<br>株式会社高木電気工業社<br>代表取締役 高木 幸雄          |
| 3 契 約 金 額   | <u>変更前 金136,466,000円</u><br><u>変更後 金137,918,000円</u> |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（地方自治法第234条第1項適用）                              |

#### 変更の理由

技能労働者への適切な賃金水準を確保するため、令和5年3月1日が工期内にある工事に係る契約のうち、残工事期間が2か月以上ある工事の契約について、契約金額を令和5年4月1日の賃金水準及び物価水準に基づき算定した額に変更する措置の実施に伴い、契約金額を変更するものである。



#### 第40号議案

多摩市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日

提出者 多摩市長 阿部裕行

#### 提案理由

多摩市教育委員会委員岩佐玲子氏は、令和5年6月30日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

#### 記

氏名	住所	生年月日
岩佐 玲子	東京都多摩市	



#### 第 4 1 号議案

多摩市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるところについて

下記の者を、多摩市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

多摩市固定資産評価審査委員会委員大和田雄紀氏は、令和 5 年 6 月 2 3 日をもって任期が満了するので、本案を提出する。

#### 記

氏 名	住 所	生年月日
大和田 雄紀	多摩市	



#### 第 4 2 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

#### 記

氏 名	住 所	生年月日
須 藤 忠 志	多摩市	



#### 第 4 3 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

#### 記

氏 名	住 所	生年月日
太 田 盛 久	多摩市	



#### 第 4 4 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

#### 記

氏 名	住 所	生年月日
伊 藤 忠 男	多摩市	



#### 第 4 5 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

#### 記

氏 名	住 所	生年月日
柚 木 実	多摩市	



#### 第46号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日

提出者 多摩市長 阿部裕行

#### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

#### 記

氏名	住所	生年月日
増田 保治	多摩市	



#### 第 4 7 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

#### 記

氏 名	住 所	生年月日
小 島 豊	多摩市	



#### 第48号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日

提出者 多摩市長 阿部裕行

#### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

#### 記

氏名	住所	生年月日
熊野美幸	多摩市	



#### 第 4 9 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

#### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

#### 記

氏 名	住 所	生年月日
新 倉 隆	多摩市	



## 第50号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日

提出者 多摩市長 阿部裕行

### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

### 記

氏名	住所	生年月日
萩原重治	多摩市	



## 第 5 1 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

### 記

氏 名	住 所	生年月日
青 木 幸 子	多摩市	



## 第 5 2 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

### 記

氏 名	住 所	生年月日
増 田 実 生	多摩市	



### 第 5 3 号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和 5 年 7 月 1 9 日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

### 記

氏 名	住 所	生年月日
澤 登 早 苗	山梨県山梨市	



#### 第54号議案

多摩市農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日

提出者 多摩市長 阿部裕行

#### 提案理由

多摩市農業委員会委員の任期が令和5年7月19日までとなっており、次期候補者を下記のとおり決定したことから、本案を提出する。

#### 記

氏名	住所	生年月日
武内好恵	多摩市	



## 第55号議案

多摩市監査委員の選任につき同意を求めることについて

下記の者を、多摩市監査委員（議員のうちから選任される者）に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和5年6月9日

提出者 多摩市長 阿部 裕行

### 提案理由

多摩市監査委員（議員のうちから選任される者）荒谷 隆見氏は、令和5年4月30日をもって任期が満了したので、本案を提出する。

### 記

氏名	住所	生年月日
荒谷 隆見	多摩市	



第 5 6 号議案

市道路線の認定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、下記の路線を市道路線として認定する。

記

認定路線

整理 番号	路 線 名	起 点 ・ 終 点		備 考
		起 点	終 点	
1	2 - 2 5 1 号 線	起 点	東寺方五号 6 4 7 番 4 地先	
		終 点	東寺方五号 6 4 7 番 1 1 地先	

# 令和5年度第2ブロック認定路線図

## 案内図

2-251号線



凡 例	
起点	
終点	

# 認定土地所在図

2-251号線



縮尺 1:500

凡	例
起点	
終点	



## 第 57 号議案

多摩市市税条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

### 多摩市市税条例の一部を改正する条例

多摩市市税条例（昭和 40 年多摩市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」

を「により」に改め、同条に次の１項を加える。

３ 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第４１条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第４４条第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第５項において同じ。）」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第３項、第５項及び第６項中「によって」を「により」に改める。

第４６条中「又は第５号の１５の２様式若しくは」を「若しくは第５号の１５の２様式又は」に改める。

第４７条第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「通知によって」を「通知により」に、「第１７条の２の規定によって」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第４７条の２第１項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第４７条の５において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第２号及び同条第２項中「によって」を「により」に改める。

第４７条の６第１項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第２項中「方法によって」を「方法により」に、「第１７条の２の規定によって」を「第１７条の２の２第１項第２号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第３項、第６項及び第７項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第８２条第１号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「３輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和２６年運輸省令第６７号）第１条第１項第１３号の６に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第１０条の２に次の１項を加える。

２７ 法附則第１５条の９の３第１項に規定する市町村の条例で定める割合は、

3分の1とする。

附則第10条の3中第13項を第14項とし、第12項を第13項とし、第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の3第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の多摩市市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の3第4項及び第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の多摩市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例によ

る。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき多摩市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

第 5 8 号議案

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正  
する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正  
する条例

多摩市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年多摩市条例第  
3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の部 1 の款イの項中

「プラスチック用袋（容量 2 0 リットル相当）  
1 袋につき 1 0 円」を

「中袋（容量 2 0 リットル相当）  
1 袋につき 1 0 円  
大袋（容量 4 0 リットル相当）  
1 袋につき 2 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 2 月 1 日から施行する。



## 第 59 号議案

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準  
に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

### 記

## 多摩市条例第 号

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準  
に関する条例の一部を改正する条例

多摩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年多摩市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「第 19 条第 1 項第 3 号」を「第 19 条第 3 号」に改め、同項第 1 号中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改め、同項第 2 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同項第 3 号中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 3 号」を「同条第 3 号」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 3 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に、「同項第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 8 条中「第 19 条第 1 項各号」を「第 19 条各号」に改める。

第 13 条第 4 項第 3 号ア(7)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号ア(4)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改め、同号イ(7)中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同号イ(4)中「第 19 条第 1 項第 2 号」を「第 19 条第 2 号」に改める。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 20 条第 4 号中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改める。

第 35 条第 1 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に改め、同条第 2 項中「第 19 条第 1 項第 1 号」を「第 19 条第 1 号」に、「同項第 2

号」を「同条第2号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「同号又は同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」に改める。

第36条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に改める。

第37条第2項及び第39条第2項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に、「第19条第1項第1号に」を「第19条第1号に」に、「法第19条第1項第1号又は」を「同条第1号又は」に、「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

第52条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同条第2項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同条第3項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 6 0 号議案

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

多摩市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年多摩市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



## 第 6 1 号議案

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について  
上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

## 記

## 多摩市条例第 号

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例の一部  
を改正する条例

社会福祉法人の保育所に対する補助金の交付に関する条例（昭和 4 6 年多摩  
市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 3 中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 6 2 号議案

多摩市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和 5 年 6 月 9 日

提出者 多摩市長 阿 部 裕 行

記

多摩市条例第 号

多摩市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例

多摩市保育の実施に関する条例（平成 2 6 年多摩市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 9 条第 1 項第 2 号」を「第 1 9 条第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。